

令和6年度 観光地域づくり推進に関する調査・コンサルタント 業務委託仕様書

1 事業目的と概要

県内複数の観光地域において、観光によって地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域の「課題」を解決していくことを目的とする。

このため、デジタル技術を活用した地域の魅力向上、来訪者の快適性向上、これらの効果的なプロモーション展開等を通じて、あらゆる観光データを活用した効果的な観光地域づくりを推進するため、地域観光における現状・課題・強み等の把握及び観光地としての磨き上げ等に必要な観光データの収集・分析・可視化を行う。

2 委託上限金額

50,700千円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

4 事業内容

（1）観光地域づくり推進に係る調査業務

○留意点

- ・ 業務実施に係る費用及び各種データの収集に要する費用は委託費に含む。
- ・ 奈良県が実施する統計データや保有する各種データは、県より無償で提供を行う。
- ・ 各種事業者から有償で取得するデータについては、県と協議の上、購入すること。

①地域観光における現状把握を行うための観光データの収集・分析・可視化

以下に例示するようなデータを用いて、奈良県全体および県内の各観光地域（下記に示す3エリア程度を想定）の現状把握・分析を行うこと。

- ・ 奈良県が実施する統計データ（観光客動態調査、外国人宿泊統計調査等）
- ・ 観光庁やJNTO、日本観光振興機構が公開している統計データ
- ・ 各種事業者・団体が公開しているオープンデータ
- ・ 各種事業者が保有する人流・消費データ
- ・ 他、奈良県より提供する各種データ
- ・ 観光地域（3エリア）は、

平城宮跡周辺エリア（うち西の京周辺）

中部エリア（斑鳩周辺、山の辺の道周辺、飛鳥・藤原宮跡周辺）

南部・東部エリア（吉野・天川周辺、金剛・葛城周辺、十津川周辺、宇陀周辺）とする。

※本業務とは別に上記地域を対象とした観光地域づくりに向けた取組を行っていく予定。奈良県が別途業務発注する事業者と連携すること。（業務名「観光地域づくりコーディネーター業務」）

②個別取組に資する観光データの収集・分析・可視化

県内の各観光地域にて、観光地域づくりのプロジェクトを推進していくにあたり、必要なデータの収集・分析・可視化を行うこと。

③観光地域づくりの取組に対する効果検証に必要なKGI・KPI案の提示

以下に例示するような指標を用いて、奈良県全体および県内の各観光地域のKGI・KPI案の提示を行うこと。

- ・ 各種統計データ
- ・ 人流データ
- ・ クレジットカード購買データ
- ・ アンケート調査等

④地域の課題抽出及び取組案の提示

①及び②のデータ、並びに地域のヒアリング結果をもとに、地域の課題を抽出し、その課題解決に資する取組案を提示すること。

また、課題抽出及び取組案の作成を行う際は、県内の各観光地域の実情や取り組むべきテーマに応じて、観光データの収集・分析・可視化等に関する専門家・アドバイザーを選定し、その監修を受けること。

(2) 奈良県観光戦略本部会議（以下、「戦略本部会議」）及び部会の運営にかかる業務

奈良県観光局が設置する戦略本部会議及び部会の運営に関する以下の業務を行うこと。
なお、戦略本部会議及び部会の開催は下記で想定。

- ・ 戦略本部会議
 - 開催回数：2回程度（1回あたり約2時間）
 - 開催時期：令和6年8月頃、令和7年2月頃
 - 出席委員：1回あたり約10名
- ・ 部会
 - 開催回数：12回程度（1回あたり約3時間）
 - 開催時期：令和6年6月～8月、令和7年1月頃
 - 出席委員：1回あたり約10名

①戦略本部会議・部会の開催準備

戦略本部会議・部会に提出する資料作成を行うこと。

内容については（1）①及び④の内容を中心に、県と協議の上決定すること。

※令和6年6～8月開催予定の部会資料について、（1）①②で収集・分析する観光データを活用して、地域の現状・課題・強み等を可視化できる資料を作成すること。

○留意点

- ・ 準備から開催までのスケジュール調整を行うこと。
- ・ 開催日当日の運営計画について事前に県と協議の上決定すること。
- ・ 県及び戦略本部会議・部会の委員、その他関係者との連絡調整等の窓口となる担当者を置くこと。
- ・ 業務実施に係る費用は委託費に含む。

②開催場所の選定及び設営、運営

開催場所は奈良県内とし、出席委員の交通利便性を考慮して県に提案し、協議の上決定すること。

○留意点

- ・ 会場との連絡調整事務は受託事業者で行うこと。
- ・ 会場費用の支払いは受託事業者で行うこと。
- ・ 戦略本部会議・部会開催当日の会場設営及び片付けを行うこと。
- ・ 委員によっては、オンラインでの参加も想定されることから、オンライン会議の設営も行うこと。
- ・ 運営計画に基づいて当日の運営を行うこと。
- ・ 業務実施に係る費用は委託費に含む。

③委員との調整

日程の調整等、各委員との連絡調整事務は受託事業者で行うこと。

○ 留意点

- ・ 各委員への謝金・交通費の支払いは受託事業者で行うこと。
- ・ 謝金・交通費の額は下記の単価を想定する。
謝金：6,500円/時間
交通費：実費精算
- ・ 業務実施に係る費用は委託費に含む。

④ 議事録及び概要資料の作成

戦略本部会議・部会の内容について、各回の議事録を作成すること。

戦略本部会議・部会の内容について、各回の概要資料（1～3ページ程度）を作成すること。

○ 留意点

- ・ 業務実施に係る費用は委託費に含む。

○ (1)、(2) 共通事項

- ・ 事業実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、県と協議の上決定すること。
- ・ 資料作成、情報発信等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者側において負うこと。
- ・ 取得したデータについては、観光戦略課で実施する奈良県観光データ「見える化」推進事業とも連携を図ること。

別記

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。